

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起休日は、その翌日)

## 規 則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第五十一号

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表の事業開始資金の項中「八〇〇、〇〇〇円」を「一、〇〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の事業継続資金の項中「四〇〇、〇〇〇円」を「五〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の就職支度資金の項中「四〇、〇〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に改め、同表の生活資金の項中「三八、〇〇〇円」を「四二、〇〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に改め、同表の結婚資金の項中「九〇、〇〇〇円」を「一〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の修学資金の項を次のように改める。

一 高等学校において修学する場合 修学期間中 月額六、〇〇〇円 ただし、特に必要と認められる者については、月額八、〇〇〇円	当該資金の貸付けを受けて修学した者が当該修学を終了して後六箇月を経過するまで	据置期間経過後二〇年以内
二 大学又は高等専門学校において修学する場合 修学期間中 月額一二、〇〇〇円 ただし、特に必要と認められる者については、月額一五、〇〇〇円		

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県寡婦福祉資金貸付規則第五条第一項の規定中、修学資金に係る部分は昭和五十一年四月一日から、その他の部分は同年六月七日から適用する。

## 告 示

## 鳥取県告示第五百八十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十一年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
面谷外科医院	鳥取市吉方温泉四丁目五六四	昭和五十一年七月十六日
谷口クリニック	鳥取市二階町二丁目二〇六 金沢ビル二階	"
加藤 医院	八頭郡用瀬町用瀬三八二	二十六日

## 鳥取県告示第五百八十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十一年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

検査期日	検査時間	検査場所
昭和五十一年八月十八日	十時から	鳥取市国安 東部家畜市場
十九日	"	倉吉市大塚 中部家畜市場

## 鳥取県告示第五百九十一号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第二百八号）第十八条の規定により告示する。

昭和五十一年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日	名 称	区 域	更新に係る存続期間及び面積
川上真理子	鳥糞第三三六号	昭和五十一年七月十六日	東郷池鳥獣保護区	東伯郡東郷町及び羽合町にまたがる東郷池の湖面	昭和五十一年十一月一日から昭和五十六年十月三十日まで 四一七ヘクタール

## 鳥取県告示第五百九十二号

鳥取県種牡畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条第二項の規定に基づき、山羊の定期種牡畜検査を実施するので、同条例同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十一年八月三日

## 鳥取県告示第五百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十一年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

都市計画の種類及び名称  
米子境港都市計画緑地

二 都市計画の変更に係る土地の区域  
追加する部分

境港市佐斐神町字行瀬、字行瀬の一、字城の内及び字一ツ松並びに

小篠津町字角敷、字川本の一、字川本及び字七畠畑

## 三

縦覧場所  
鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第五百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十一年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路

三・三・二号米子中央線

三・四・七号青木団地線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 三・三・二号米子中央線

追加する部分

米子市八幡字畠田及び日原字家の前

変更する部分

米子市福市字鶴田、字鋤ヶ崎、字小深田、字小深田北、字南御所原、字御所原、字四ツ塚谷、字六反田、字長畑、字下大谷、字吉宮畑、字式新庄、字龜甲及び字竹ノ下、兼久字下新田、字水落及び字八反坪、日原字水落、字正源寺、字折返、字穴田、字道挾及び字八反坪、宗像字東前田、字屋敷前田、字前田、字向田、字家ノ上、字西前田、字向田地主木、字妙見前及び字乞食谷並びに長砂町

(2) 三・四・七号青木団地線

変更する部分

米子市福市字鶴田及び字龜甲並びに兼久字上新田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第五百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する

同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十一年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路

三・三・七号米子駅境線（変更前三・五・一号米子駅境線）

三・五・三号美保航空線

三・三・八号民航ターミナル線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

三・三・七号米子駅境線

追加する部分

境港市小篠津町字柳川頭、字竜ヶ山及び字角敷並びに佐斐神町字行済並びに米子市葭津字貫地田灘、字新川灘、字下前、字上荒山、字下荒山及び字大山並びに大篠津字中原ノ二、字西外堀、字大西

及び字西外堀地先の国有地

変更する部分

境港市渡町字砂折口、字上灘、字大沢、字清次郎開、字屋敷跡及び字東柳川、小篠津町字棧、字砂屋敷、字西砂、字下麦垣、字松明田、字大松山、字乳母田、字外道塚、字下松中、字荒神通、字川本及び字稚兒畠並びに佐斐神町字行済の一、字岡の出口、字藤塚及び字垣ノ内並びに米子市葭津字跡落、字北跡落、字荒神前、字山下灘、字外堀前、字壹里塚沖、字樹田、字貫地田、字中川灘及び字後灘並びに大篠津字藤兵衛堀、字中津賀及び字垣ノ内

削除する部分

境港市小篠津町字川本の一並びに米子市葭津字志呂及び字葭津瀬道並びに大篠津中原ノ三、字狼寄、字茅原、字出口、字内堀、字久左衛門沢、字桑ノ木及び字東外堀

(2) 三・五・三号美保航空線

追加する部分

境港市小篠津町字角敷

及び字行済並びに小篠津町字川本の一

追加する部分

境港市佐斐神町字下東屋敷、字下西屋敷、字丸塚、字行済の一及び字行済並びに小篠津町字川本の一

(3) 三・三・八号民航ターミナル線

追加する部分

境港市佐斐神町字城の内並びに小篠津町字角敷、字川本及び字川本の一

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第五百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十一年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園

第八・四・一号福市公園

二 都市計画の変更に係る土地の区域  
変更する部分

米子市福市字六反田及び字吉塚ノ壱

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第五百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十一年八月三日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

昭和五十一年八月三日

鳥取県知事 平林鴻三

申請人及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
岩美郡岩美町大字浦富一〇三三一	岩美郡岩美町大字浦富字上内池	幅員 五・〇〇メートル 延長 一五・〇〇メートル
岩美町農業協同組合	田六六〇一一・六五八一一・六	幅員 五・〇〇メートル 延長 六一・六二メートル
組合長理事 奥田鶴雄	五九一一・六五七一一の一部、六五七一・一地先水路	

鳥取県教育委員会告示第十三号  
鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第四条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる有形文化財を鳥取県指定保護文化財に指定する。

昭和五十一年八月三日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

名 称	員 数	作 者	寸 法	所在 の 場 所	所 有 者	所 有 者 の 住 所
紙本墨画 雲竜図	二幅	土方稻嶺	縦一三三・六 センチメートル	鳥取市東町一 丁目二二〇	鳥 取 県	鳥取市東町一 丁目二二〇
紙本墨画 東方朔図	一幅	土方稻嶺	縦一九九・八 センチメートル	八頭郡智頭町 大字智頭三九		
絹本著色 猛虎図	三幅	横四〇・六 センチメートル	横セシナ・〇 センチメートル	鳥取市猪子一 六八		
群鯉図	一幅	横四八・五 センチメートル	横セシナ・〇 センチメートル	吉左衛門 鳥取市猪子一 六八		
黒田稻穀	一	縦一四五・五 センチメートル	縦一九九・〇 センチメートル	奥田 鳥取市猪子一 六八		
縦五五・五 センチメートル	四	大字鹿野七七 気高郡鹿野町	大字鹿野七七 気高郡鹿野町	大字鹿野七七 気高郡鹿野町		
縦四四・五 センチメートル	四	安富寛兵衛 大字鹿野七七	大字鹿野七七 気高郡鹿野町	大字鹿野七七 気高郡鹿野町		

紙本墨画 群鯉游泳図	絹本著色 花鳥図	絹本著色 富士見西行 図	絹本著色 老樹図
六曲屏風	絹本著色 花鳥図	二幅島田元旦 三幅沖 探容 縦 横 センチメートル 一六六・五 センチメートル 九五・〇 センチメートル	絹本著色 富士見西行 図 香川景樹 の賛あり
絹本淡彩	絹本著色 花鳥図	一幅建部撲斎 横 縦 センチメートル 一六六・五 センチメートル 九五・〇 センチメートル	絹本淡彩 富士見西行 図
絹本著色 花鳥図	絹本著色 花鳥図	鳥取市立川町 吉村 吉男	鳥取市立川町 吉村 吉男
絹本著色 花鳥図	絹本著色 花鳥図	鳥取市元魚町 尾崎悌之助	鳥取市元魚町 尾崎悌之助
絹本著色 花鳥図	絹本著色 花鳥図	鳥取市立川町 四丁目一二〇	鳥取市立川町 四丁目一二〇
絹本著色 花鳥図	絹本著色 花鳥図	八頭郡智頭町 大字智頭五四 米原	八頭郡智頭町 大字智頭五四 米原
絹本著色 花鳥図	絹本著色 花鳥図	六	六
絹本著色 花鳥図	絹本著色 花鳥図	八頭郡智頭町 大字智頭五四 米原	八頭郡智頭町 大字智頭五四 米原
絹本著色 花鳥図	絹本著色 花鳥図	鳥取市東町一 丁目二二〇	鳥取市東町一 丁目二二〇
絹本著色 花鳥図	絹本著色 花鳥図	鳥取市東町一 丁目二二〇	鳥取市東町一 丁目二二〇

## 鳥取県教育委員会告示第十四号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第十  
九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる無形文化財を鳥取県指  
定無形文化財に指定し、及び同条第二項の規定に基づき、同表の下欄に掲  
げるものを鳥取県指定無形文化財の保持団体として認定する。

昭和五十一年八月三日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

名 称	上 無 形 文 化 財 欄	下 無形文化財の保持団体 欄
因州佐治 みつまた紙	要 件	所在地及び名称 代表者
1 なぜ皮作業を行い、煮熟には草 木灰、ソーダ灰又はこれらに類す るものを使用すること。	1 原料は、みつまたのみであること。 2 伝統的な製法と製紙用具によること。	
2 てん料を紙料に添加しないこと。	3 こう解は、手打ち又はこれに準 じた方法で行うこと。	
3 こう解は、手打ち又はこれに準 じた方法で行うこと。	4 抄造は、「ねり」にとろろあお いを用い、竹すによる流しづきで あること。	
4 板十し又は鉄板による乾燥であ ること。	5 染色する場合は、植物染料を使 用すること。	
5 染色する場合は、植物染料を使 用すること。	6 伝統的な因州紙の色沢、地合等の 特質を保持すること。	
6 伝統的な因州紙の色沢、地合等の 特質を保持すること。	八頭郡佐治村大字加 瀬木二五一九の三 因州筆切れず紙保 存会	所在地及び名称 代表者
	前田久男	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠頭

昭和五十一年八月三日

## 鳥取県教育委員会告示第十五号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第三十条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を鳥取県指定史跡に指定する。

因州青谷 こうぞ紙	1 なぜ皮作業を行い、煮熟には草木灰、ソーダ灰又はこれらに類するものを使用すること。
	2 てん料を紙料に添加しないこと。
	3 こう解は、手打ちで行うこと。
	4 抄造は、「ねり」にとろろあおりを用い、竹すによる流しずきであること。
	5 板干し又は鉄板による乾燥であること。
	6 染色する場合は、植物染料を使用すること。
	三 伝統的な因州紙の色沢、地合等の特質を保持すること。

氣高郡青谷町大字山根一二八の五  
因州楮紙保存会 塩寿信

名 称	地 域	所 有 者	所 在 地
天神山城跡	(町)(字)(地番)(地目)(地積) 湖山町 天神山 三〇六 学校用地 七、五三八 ルのうち側溝に囲まれた区域	鳥取県 一丁目二二	鳥取市東町 鳥取市湖
金田瓦窯跡	(大字)(字)(地番)(地目)(地積) 金田 山根 四二六 山林 六六一平方メートル 金突 六〇六 原野 二六平方メートル 六〇七 " 一〇九平方メートル 六〇八 水田 一、五四〇平方メートル 六〇九 " 一六五平方メートル	鳥取県 一丁目二二	山町
井塚亭	西伯郡会見町大字金田見町大字	○	鳥取市東町 鳥取市湖
四九八	西伯郡会見町大字金田見町大字		山町
金田	西伯郡会見町大字金田見町大字		山町